

Page1 はじめに

夏のeラーニング研修や要請研修など様々な研修を実施する中、多くの方々から、「コンプライアンス研修には、人事(ひとごと)ではなく、自分自身の問題として取り組んでいきたい」というご意見をいただきました。



まさに、これが**コンプライアンス研修の肝**であり、正解を出すことも大切ですが、「事例について、**自分自身の問題として思いを巡らす**」ことが、**何よりも重要**であると考えております。いよいよ冬のコンプライアンス推進週間が始まります。県内全ての教職員の皆様方が、より真摯に研修に取り組んでいただければ幸いです。

※ 矢印()をクリックしてください。

 [次のページへ](#)

(注) 本研修で取り上げる事例は、全て他県の事例を参考にしています。また、懲戒処分は各教育委員会ごとの判断であり、事例の背景や当事者のそれまでの勤務状況等は様々であることから、同様の事例でも処分は異なります。

Page2 交通事故・違反

(問1) 次の事例において教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立小学校の20代の女性事務職員は、自動車で通勤中に、信号機のない横断歩道を渡ろうとしていた歩行者と接触し、相手方に軽傷を負わせてしまった。

 ① 対象となる  ② 対象とならない

① 対象となる

意外と知られていませんが、**道路交通法第38条**には、「横断しようとしている、あるいは横断中の歩行者や自転車がいるときは、必ず一時停止をする」といった内容が義務づけられており、「**横断歩道上の事故**」については、特に、**厳しい罰則**が科されます。

◇その他(飲酒運転や速度違反等以外)の交通法規違反に対する標準的な処分量定
「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1)相手方を死亡させた教職員	○	○	○	
(2)相手方に重傷を負わせた教職員		○	○	○
(3)相手方に軽傷を負わせた教職員			○	○
(4)他人の所有物に損傷を与えた教職員				○
(5)上記(1)～(4)以外で、交通法規違反を起こした教職員(自損事故の場合及び事故等はないが、交通法規違反で検挙された教職員を含む)				○

➡ 次のページへ

交通事故は、細心の注意を払っていても、誰にでも起こる可能性があります。万が一、交通事故を起こしてしまった場合には、**次のことに留意**しましょう。

- ・ **被害者の救護を最優先**に行う
- ・ **警察に通報**する(軽微な事故でも必ず)
- ・ 事故関係者の氏名、住所、連絡先などを確認する
- ・ 管理職に報告する

など、落ち着いて適切に行動することが重要です。

➡ 次のページへ

(問2) 次の事例のような教職員の行為は、セクシャルハラスメントの対象となるでしょうか。

特別支援学校の50代の男性教諭は、職場の懇親会に参加しタクシーで帰ろうとしたが、女性職員が車で自宅近くまで送ってくれたことから、感謝の気持ちを込めて、車内で手を握った。

- ➡ ① 対象となる ➡ ② 対象とならない

① 対象となる

セクハラ行為全般は、行為者にセクハラ^①の意図がなくても、受け手側が、「いやだ」「セクハラを受けた」と感じれば、セクハラと認定されます。

◇セクハラに対する標準的な処分量定[概略](パワハラも準じる)

「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
地位を利用し、強いて性的関係を結び又はわいせつな行為をした教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・メールの送付等を繰り返した教職員		○	○	
上記の場合において、相手を強度の心的ストレスによる精神疾患に罹患させた教職員	○	○		
相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的言動を行った教職員			○	○

➡ 次のページへ

(いつも意識してほしいこと)

- 「この程度のことは……(許容されるだろう)」という甘い判断をしない。
- 常に相手の立場に立った言動を心がける。
- お互いが対等なパートナーであるとの意識を持つ。
- 職場における不適切な言動は見過ごさない。

➡ 次のページへ

(問3) 次の事例において教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立高校の30代の男性教諭は、サッカー部員の練習に取り組む姿勢や練習態度が良くなかったことから、生活指導の一環として、部員に丸刈りを強制した。

- ➡ ① 対象となる ➡ ② 対象とならない

① 対象となる

平成22年度以降、全国の教職員の体罰による懲戒処分者数は、平成25年度の410件をピークに減少傾向にはありますが、依然として、体罰は懲戒処分の事由の多いものの一つに、数えられます。

◇体罰等に対する標準的な処分量定 「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
(1) 体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
(2) 体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
(3) 児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
(4) 侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	体罰の量定に準じて取り扱う			

➡ 次のページへ

(体罰を防止するためには)

○「一時的に感情が高ぶる」、「常習的に行う」、「これぐらいは許されるだろうという甘い認識を持つ」などの、体罰の要因を取り除きましょう。

○「頭の中で6秒数える」、「自分を落ち着かせる」、「児童生徒との距離をとる」など、「心にゆとり」を持った指導を心がけましょう。

○たとえ生活指導の一環であっても、内容によっては体罰になる可能性があることを、常に、念頭に置いて指導しましょう。

➡ 次のページへ

(問4) 次の事例において教職員は、兼職兼業が認められるでしょうか。

公立高校の40代の女性教諭は、大学から個人的に要請があった際、届出を出さず、土曜日に学生対象である講座の講師を勤め、報酬を得た。

- ➡ ① 認められる ➡ ② 認められない

② 認められない

職務の遂行に支障がない、従事する内容に公共性が認められるなどの一定の基準を満たした上で、事前に「**営利企業等の従事許可申請書**」を提出し、**県教委(市町村教委)**の許可が得られた場合には、兼職兼業が認められます。

◇**営利企業等の従事許可を得る手続きのけ怠に対する標準的な処分量定**
「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為等(具体例)	免職	停職	減給	戒告
営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った教職員		○	○	○

➡ [次のページへ](#)

(知っておいてほしいこと)

- 勤務時間外(週休日)における、**模擬試験の監督**、講演会での**手話通訳**、スポーツ中継の**解説**などで報酬を得る場合には、事前に、**県教委(市町村教委)の許可**が必要です。
- マルチ商法**での兼職兼業は、教育公務員として相応しくないことから、**認められていません**。

➡ 次のページへ

(問5) 次の事例において教職員は、懲戒の対象となるでしょうか。

公立中学校の30代の男性教諭は、部活動の遠征で県外に生徒を引率した際、練習試合で活躍した女子生徒に対して、控室でよく頑張ったとほめながらハグをした。

- ➡ ① 対象となる ➡ ② 対象とならない

① 対象となる

個室で児童・生徒をハグするなどの行為は、**不適切な行為**であり、**体に触れる指導**は厳に**慎みましょう**。

◇児童生徒へのわいせつ行為等に対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為(具体例)	免職	停職	減給	戒告
児童生徒に対し、わいせつな行為を行った教職員	○			
児童生徒にセクシャル・ハラスメントを行った教職員	○	○	○	

◇生徒指導における不適切行為に対する標準的な処分量定

「教職員の懲戒処分の指針(徳島県教育委員会)」より

非違行為等(具体例)	免職	停職	減給	戒告
修学旅行、宿泊学習、部活動、就学体験等児童生徒を引率中に飲酒をするなど、不適切な言動をした教職員		○	○	○

 [次のページへ](#)

(理解してほしいこと)

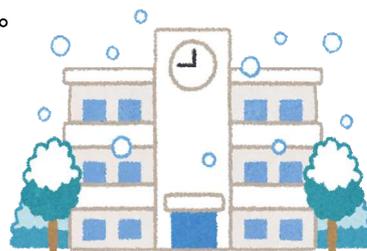
- 平成24年度から28年度までの5年間における全国の教職員の懲戒処分者数は、平成25年度以降は**減少傾向**にありますが、**わいせつ行為等**による懲戒処分者数に限り**年々増加**しており、平成28年度に関しては、過去最多の197件となっています。
- 修学旅行や部活動等における**生徒指導**においても、**不適切な行為や言動**があった場合は、**懲戒処分の対象**となります。
- 平成29年3月、不祥事根絶対策タスクフォースから貴重な「提言」をいただきましたが、我々は、「この提言」を常に**忘れず**、子供たちを教え導く立場にある教職員として、**わいせつ行為等を根絶**しなければなりません。

 [次のページへ](#)

Page17 おわりに

繰り返しになりますが、全ての教職員が、「不祥事について、
自分自身の問題として思いを巡らす」ことが、
不祥事根絶の第一歩になると思います。

その気持ちを胸に、これからも
「知識」と「意識」をしっかりと更新し、
「信頼される学校・教職員」を、
ともにめざしていきましょう！



eラーニングによるコンプライアンス研修、お疲れ様でございました。
「冬ならびに推進に関するアンケート」も、ご協力をお願いします。